

平成31年度 目黒区学習指導講師(非常勤)募集要項

目黒区教育委員会では、区立小学校において少人数指導・ティームティーチングを中心とした学習指導等を行い学力の向上を図るため、学習指導講師(非常勤)を募集しています。学習指導に意欲と使命感をもって取り組んでいただける方のご応募をお待ちしています。

1 職 名 学習指導講師 (身分：目黒区教育委員会専務的非常勤職員)

2 募集人数 9人程度

3 応募資格 (次の全ての要件を満たしている者)

- (1) 平成31年4月1日現在、小学校教諭普通免許状を有している者 <年齢不問>
(平成31年3月31日までに取得見込みの者も含む。)
- (2) 目黒区教育委員会専務的非常勤職員取扱要綱第6条(欠格条項)、学校教育法第9条(欠格事由)に該当しない者

4 勤務内容

- (1) 少人数指導・ティームティーチングを取り入れた学習指導など
※教科については、勤務校により異なります。
- (2) 特別活動や一日を通じての児童の生活指導
※クラブ活動・委員会活動への参加や、校外学習等の引率を行うこともあります。
- (3) その他(教材準備等)
※一定の校務分掌を担っていただく場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間

※平成32年4月1日から会計年度任用職員制度に移行することに伴い、再度の任用は能力実証等の結果に基づき決定します。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度任用を行わない場合もあります。

(2) 勤務態様

月11日以上、年間222日勤務

※おおむね週5日(月～金)勤務となります。土・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)は勤務日ではありませんが、あらかじめ学校行事(運動会・学芸会等)で休日等に勤務を割り振られた場合は勤務日となります。

なお、8月(夏季休業中)についても、11日以上の勤務となります。

(3) 勤務時間

1日7時間(休憩1時間を除く。)

※始業開始時間は学校ごとに異なります。

(例：始業時間が8時15分の場合は、8時15分～16時15分までの勤務)

※具体的な勤務日及び勤務時間は、勤務先の学校長が学校の事情に応じて割り振ります。ただし、業務執行上必要がある場合は、1日の勤務時間の割り振りや勤務日を変更する場合があります。

- (4) 勤務場所
目黒区立小学校（具体的な勤務校は採用後に決定します。）
- (5) 報 酬
ア 第一種報酬月額214,300円（30年度実績）を原則毎月15日に支給します。
ただし、定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない時間については支給しません。
イ 第二種報酬として、規程に基づき、交通費実費相当額（月額55,000円が上限）を支給します。
- (6) 休 暇
ア 年次有給休暇 15日
年次有給休暇は、勤務日単位または時間単位で取得できます。
イ 夏季休暇 5日（7月1日から9月30日まで）
夏季休暇は、勤務日単位で取得できます。
- (7) 社会保険
ア 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の適用があります。報酬から、健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料が控除されます。
イ 公務上又は通勤による災害に対しては補償制度があります。
- (8) その他の条件は、目黒区教育委員会専務的非常勤職員取扱要綱に基づきます。

6 応募方法

次の書類を用意し、目黒区教育委員会事務局 教育指導課 指導事務係あて郵送又は持参してください。

- (1) 提出書類
ア 履歴書（市販の履歴書に最近3か月以内に撮影した写真を貼付したもの）
※ 平成31年度期限付任用教員採用候補者名簿に登載されている方は、その旨を必ず履歴書に記入してください。
イ 小学校教諭普通免許状の写し（免許取得見込み者は免許状取得見込証明書）
- (2) 募集締切
平成31年1月15日（火）【消印有効】
- (3) 提出先
目黒区教育委員会事務局 教育指導課 指導事務係（目黒区総合庁舎本館5階）
担当：玉田
所在地 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
問い合わせ先 【電話】03-5722-9312（直通） 【Eメール】sidou01@city.meguro.tokyo.jp
- (4) 注意事項
ア 封筒の表面に「学習指導講師希望」と明記してください。
イ 応募書類は返却いたしません。
ウ 面接選考の合格者には、指定日までに健康診断書を提出していただきます。

7 選考方法

- (1) 第一次選考：書類審査
(2) 第二次選考：面接
第一次選考合格者に対して面接を実施します。面接日は、平成31年1月下旬から2月初旬を予定しています。

(参考)

目黒区教育委員会専務的非常勤職員取扱要綱

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となり、又は選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回ることとなる者

学校教育法

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号 又は第三号 に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項 から第三項 までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者